

**合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律第三章に規定する
木材関連事業者による合法性の確認等の実施等に関する省令案等についての御意見と回答**

※行政手続法第四十二条に基づき省令案等についての意見に対する回答を掲載

御意見	回答
<p>1. 施行規則について</p>	
<p>対象品目に楽器を加えることも、それぞれ検討に入るべき時期にあるのではないかと考えます。既に家具や建具等のその他の複合製品が対象である一方で、楽器についてはより希少で高額な違法性リスクの高い樹種の使用頻度が高く、その違法伐採対策が世界の森林に及ぼす影響は、家具や建具等と並び非常に大きいと言えます。また、世界の楽器販売シェアにおいて、我が国の楽器製造販売事業者が占める割合は他国へ事業者と比較して最も高く、EUTR・EUDRなどで楽器が対象外であっても、むしろ我が国が先行して規制すべき責任を有する程の世界市場への影響力を持っていることから、本法における楽器の対象化は非常に重要です。加えて、既に我が国の多くの楽器製造販売事業者は、大規模事業者を中心にESG投資対応等による違法伐採対策を実施しており、また合法性確認のためのノウハウも一定程度存在することから、本法における対象化による遵守のための業界全体の追加負担は少ないことが予想されます。これらのことから、今回の改正または遅くとも次回の改正において、我が国が世界的なインシアチブをとり、楽器用材、部材、及び楽器完成品の対象化を検討すべきものと考えます。</p>	<p>施行規則第二条各号に規定する物品を検討するに当たり、楽器を含め、諸外国における違法伐採対策関連法制や、我が国への輸入量等を総合的に検討し、原案が適当と判断しました。</p>
<p><施行規則第2条第1項第1号及び7号> 1号の「椅子、机、・・・(中略)ホワイトボード及びベッドフレーム」に関しては「主たる部材に」、7号の「戸」に関しては「部材に」と記述されている。物品を構成する部材の内、木材の使用があれば木材等に該当するという判断の方法は同一であるため、どちらかに統一されるべきではないでしょうか。</p>	
<p>1. 施行規則第2条第1項第1号及び7号：1号の「椅子、机、・・・(中略)ホワイトボード及びベッドフレーム」に関しては「主たる部材に」、7号の「戸」に関しては「部材に」と記述されている。物品を構成する部材の内、木材の使用があれば木材等に該当するという判断の方法は同一であるため、どちらかに統一されるべきではないか。</p>	<p>ご指摘を踏まえ施行規則第二条第一項第七号の規定は、「戸（主たる部材に木材を使用したものに限り）」と修正します。</p>
<p>第2条第1項第1号及び7号 1号の「椅子、机、・・・(中略)ホワイトボード及びベッドフレーム」に関しては「主たる部材に」、7号の「戸」に関しては「部材に」と記述されている。物品を構成する部材の内、木材の使用があれば木材等に該当するという判断の方法は同一であるため、どちらかに統一されるべきではないか。</p>	
<p><第2条第1項第1号及び7号> 1号の物品の「部材」は「『合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律』に基づく合法木材の普及に向けた家具に関するガイドライン」（平成29年、経済産業省）で例示されている。改正後の1号及び7号の物品に関して、上記ガイドラインの改定により例示が示されることを要望します。</p>	
<p>2. 第2条第1項第1号及び7号：1号の物品の「部材」は「『合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律』に基づく合法木材の普及に向けた家具に関するガイドライン」（平成29年、経済産業省）で例示されている。改正後の1号及び7号の物品に関して、上記ガイドラインの改定により例示が示されることを要望する。</p>	<p>施行規則第二条第一項第一号及び第七号に規定する「部材」については、今後ガイドライン等により例示します。</p>
<p>第2条第1項第1号及び7号 1号の物品の「部材」は「『合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律』に基づく合法木材の普及に向けた家具に関するガイドライン」（平成29年、経済産業省）で例示されている。改正後の1号及び7号の物品に関して、上記ガイドラインの改定により例示が示されることを要望する。</p>	
<p><第3条第1項第2号> 本項は、例えばゼネコンなどの鉄筋コンクリート造や鉄骨造を主とする建築業者が、内装に木材等（家具、紙等、戸・枠）を用いて建築する場合には「木材関連事業者」に該当することと解釈している。本項の規定により更に広範囲の業者が木材関連事業者に該当する可能性があるが、それらの事業者への周知策や周知期間についても検討いただきたい。</p>	
<p>3. 第3条第1項第2号：本項は、例えばゼネコンなどの鉄筋コンクリート造や鉄骨造を主とする建築業者が、内装に木材等（家具、紙等、戸・枠）を用いて建築する場合には「木材関連事業者」に該当することと解釈している。本項の規定により更に広範囲の業者が木材関連事業者に該当する可能性があるが、それらの事業者への周知策や周知期間についても検討いただきたい。</p>	<p>合法伐採木材等の流通及び利用の促進のためには建築・建設業者に制度主旨を理解いただくことは非常に重要であることから、建築・建設事業者向けに周知徹底を図ってまいります。 なお、今回の施行規則第三条第一項第二号で規定する事業で使用する物品は、建材や、戸及びその枠を想定しています。</p>
<p>第3条第1項第2号 本項は、例えばゼネコンなどの鉄筋コンクリート造や鉄骨造を主とする建築業者が、内装に木材等（家具、紙等、戸・枠）を用いて建築する場合には「木材関連事業者」に該当することと解釈している。本項の規定により更に広範囲の業者が木材関連事業者に該当する可能性があるが、それらの事業者への周知策や周知期間についても検討いただきたい。</p>	

御意見	回答
<p><第5条> 第1種木材関連事業者は法第6条の「合法性の確認」が義務となるため、登録の申請の対象から外しても良いのではないかと。あるいは法第12条に規定する報告に満たない量を取り扱う第1種木材関連事業者が登録の対象であるならば、その旨も解説等で明記してはどうか。</p>	
<p>4. 第5条：第1種木材関連事業者は法第6条の「合法性の確認」が義務となるため、登録の申請の対象から外しても良いのではないかと。あるいは法第12条に規定する報告に満たない量を取り扱う第1種木材関連事業者が登録の対象であるならば、その旨も解説等で明記してはどうか。</p>	<p>法第十五条に規定する登録では、法第十三条で規定する取り組むべき措置を講ずる木材関連事業者を対象としており、第一種木材関連事業者及び第二種木材関連事業者のいずれも登録可能です。ご指摘も踏まえ、登録対象者を含む詳細な運用については、今後通知等で示すこととし、改正法の施行に向け、必要な整備を進めてまいります。</p>
<p>第5条 第1種木材関連事業者は法第6条の「合法性の確認」が義務となるため、登録の申請の対象から外しても良いのではないかと。あるいは法第12条に規定する報告に満たない量を取り扱う第1種木材関連事業者が登録の対象であるならば、その旨も解説等で明記してはどうか。</p>	
<p><第6条2項> 本項では第1種木材関連事業者が登録を行う場合、「すべての部門、事務所、工場及び事業場並びにすべての木材等の種類を記載」として事業者全体での全種類の木材等での登録としている。しかし省令1-2第5条2項2号、省令2第3条1項2号及び省令2第5条1項2号では「（記録は）事務所等ごとに作成すること。ただし主たる事務所その他の事務所等において（中略）、当該記録は一括して作成することができる。」とあるので、第1種木材関連事業者でも事務所等の単位や木材等の種類での登録や、第1種木材関連事業者、第2種木材関連事業者ともにグループ会社も含めた記録の一括作成の単位の企業集団での取得についてもご検討いただきたい。</p>	
<p>5. 第6条2項：本項では第1種木材関連事業者が登録を行う場合、「すべての部門、事務所、工場及び事業場並びにすべての木材等の種類を記載」として事業者全体での全種類の木材等での登録としている。しかし省令1-2第5条2項2号、省令2第3条1項2号及び省令2第5条1項2号では「（記録は）事務所等ごとに作成すること。ただし主たる事務所その他の事務所等において（中略）、当該記録は一括して作成することができる。」とあるので、第1種木材関連事業者でも事務所等の単位や木材等の種類での登録や、第1種木材関連事業者、第2種木材関連事業者ともにグループ会社も含めた記録の一括作成の単位の企業集団での取得についてもご検討いただきたい。</p>	<p>登録制度は義務ではありませんが、第一種木材関連事業者は国内で流通する木材等を最初に取り扱う事業者なので、合法伐採木材等の利用の確保において非常に重要な役割を担っているため、改正後も現行と同様の規定とさせていただきます。 なお、連結子会社も含めたグループ企業単位などでの登録の申請は、現行でも可能としているところであり、改正後も変更ありません。</p>
<p>第6条2項 本項では第1種木材関連事業者が登録を行う場合、「すべての部門、事務所、工場及び事業場並びにすべての木材等の種類を記載」として事業者全体での全種類の木材等での登録としている。しかし省令1-(2)第5条2項2号、省令2第3条1項2号及び省令2第5条1項2号では「（記録は）事務所等ごとに作成すること。ただし主たる事務所その他の事務所等において（中略）、当該記録は一括して作成することができる。」とあるので、第1種木材関連事業者でも事務所等の単位や木材等の種類での登録や、第1種木材関連事業者、第2種木材関連事業者ともにグループ会社も含めた記録の一括作成の単位の企業集団での取得についてもご検討いただきたい。</p>	

御意見	回答
<p>2. 判断基準省令について</p>	
<p>省令1のうち判断基準省令第四条一項一について、合法性確認木材等でないもの使用について、必要な措置の検討のみが求められており、実質的にその使用について何ら問われていない。その使用禁止をすること、または基本方針などにおいてタイムラインを示し、使用を認めない方向性を示すことが必要である。なぜなら法改正を審議する国会答弁において、国は「取組目標として合法性確認を令和10年度に100%にする」としていたが、今回の案において、それは明記されていない。合法性確認木材等を100%にするのであれば、そうでないものを「いつまでにゼロにするのか」目標を示さない限り、事業者の取組は進まないと考える。</p>	
<p><施行規則> 19頁 第四条一項一 違法伐採に係る木材等を利用しないようにするための措置 合法性確認木材等でないもの使用について、必要な措置の検討のみが求められており、実質的にその使用について何ら問われていない。その使用禁止をすること、または基本方針などにおいてタイムラインを示し、使用を認めない方向性を示すことが必要である。 (理由) 法改正を審議する国会答弁において、国は「取組目標として合法性確認を令和10年度に100%にする」としていたが、今回の案において、それは明記されていない。合法性確認木材等を100%にするのであれば、そうでないものを「いつまでにゼロにするのか」目標を示さない限り、事業者の取組は進まないと考える。</p>	<p>本法は合法性確認木材等に該当しないものの利用等に対する規制等を行っておりませんので、法律を超えてそうした制限に当たる規定を措置することはできません。 なお、川上・水際の木材関連事業者が取り扱う木材量に占める合法性確認木材の割合を令和10年度までに10割とすることを指し、取り組んでまいります。</p>
<p>19頁 第四条一項一 違法伐採に係る木材等を利用しないようにするための措置 合法性確認木材等でないもの使用について、必要な措置の検討のみが求められており、実質的にその使用について何ら問われていない。その使用禁止をすること、または基本方針などにおいてタイムラインを示し、使用を認めない方向性を示すことが必要である。 (理由) 法改正を審議する国会答弁において、国は「取組目標として合法性確認を令和10年度に100%にする」としていたが、今回の案において、それは明記されていない。合法性確認木材等を100%にするのであれば、そうでないものを「いつまでにゼロにするのか」目標を示さない限り、事業者の取組は進まないと考える。</p>	
<p>省令1のうち判断基準省令第四条一項二について、合法性確認木材等でないものを供給者から調達した際は、供給者の見直しおよびその他の措置が求められているが、あいまいな表現のため、詳細な説明を示すべき。供給者の見直しは理解できるが、なぜ必要なのか、その他の措置とは何か、条文が意図する詳細な説明を補足文書等で示すべきである。</p>	
<p>19頁 第四条一項二 違法伐採に係る木材等を利用しないようにするための措置 合法性確認木材等でないものを供給者から調達した際は、供給者の見直しおよびその他の措置が求められているが、あいまいな表現のため、詳細な説明を示すべき。 (理由) 供給者の見直しは理解できるが、なぜ必要なのか、その他の措置とは何か、条文が意図する詳細な説明を補足文書等で示すべきである。</p>	<p>ご指摘の観点も踏まえ、事業者の負担にも配慮しつつ、詳細な運用については今後通知等で示すこととし、改正法の施行に向け、必要な整備を進めてまいります。</p>
<p>19頁 第四条一項二 違法伐採に係る木材等を利用しないようにするための措置 合法性確認木材等でないものを供給者から調達した際は、供給者の見直しおよびその他の措置が求められているが、あいまいな表現のため、詳細な説明を示すべき。 (理由) 供給者の見直しは理解できるが、なぜ必要なのか、その他の措置とは何か、条文が意図する詳細な説明を補足文書等で示すべきである。</p>	
<p>省令1のうち判断基準省令第六条について、本条文の対象が第一種、第二種のいずれを対象にしているのか、すべての木材等を対象にしているのか否か、また製品の譲り渡しの都度の伝達なのか否か、補足文書等において詳細な説明が必要である。製品ロット/荷受けごとに合法性確認木材等か否かを報告するような手順を示さないと、安易に「すべて合法です」といった伝達・公表になり、その理由・根拠を示す流れを阻害してしまう恐れがある。</p>	<p>ご指摘の観点も踏まえ、事業者の負担にも配慮しつつ、詳細な運用については今後通知等で示すこととし、改正法の施行に向け、必要な整備を進めてまいります。</p>
<p>省令1のうち判断基準省令第六条四項について、消費者への譲り渡しに関する規定改正法における「消費者」の定義には曖昧さがあり、個人レベルの最終消費者と事業者に含まれる消費事業者とは、果たすべき道義的な責務は異なるため、事業者に含まれる消費事業者に対しては、本項目の対象外としてその旨明記すべきである。事業者に含まれる消費事業者、いわゆる小売業者の木材・木材製品の購入に際しては、合法性確認等に関する情報を求めることを必須事項にすべきである。</p>	<p>本規定は、法第十三条第一項第五号に基づき、木材関連事業者が合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置に関し、木材関連事業者の判断の基準となるべき事項として、木材関連事業者が木材等の譲渡を行う場合における相手方への情報の伝達に関する事項を定めるものであり、譲渡しの相手方である消費者や事業者について定めることは適切ではないと考えております。</p>
<p><判断基準省令第3条第1項第2号> 本項は第2種木材事業者が譲受した木材等が合法性確認木材等であるか否かの情報が相手側から伝達されない場合、当該木材等を譲受した第2種木材事業者が川上側の原材料情報や国の法令に適合した情報を収集することを求めている。第2種木材関連事業者同士の多段階の取引を経て消費者等へ渡る木材等に関しても、小売事業者などの消費者に近い第2種木材関連事業者が多段階の第2種木材関連事業者をさかのぼって第1種木材関連事業者への情報提供を求めることを要求しており、直接の取引相手に対してのみ合法性確認木材の適否の情報伝達を求める法第13条と齟齬がある。譲渡しをした木材関連事業者への情報提供の依頼にとどめるべきではないか。</p>	
<p>6. 判断基準省令第3条第1項第2号：本項は第2種木材事業者が譲受した木材等が合法性確認木材等であるか否かの情報が相手側から伝達されない場合、当該木材等を譲受した第2種木材事業者が川上側の原材料情報や国の法令に適合した情報を収集することを求めている。第2種木材関連事業者同士の多段階の取引を経て消費者等へ渡る木材等に関しても、小売事業者などの消費者に近い第2種木材関連事業者が多段階の第2種木材関連事業者をさかのぼって第1種木材関連事業者への情報提供を求めることを要求しており、直接の取引相手に対してのみ合法性確認木材の適否の情報伝達を求める法第13条と齟齬がある。譲渡しをした木材関連事業者への情報提供の依頼にとどめるべきではないか。</p>	<p>本規定は必ずしなければならないものではなく、譲渡しの相手方から情報を得られない相手方や合法性の確認を行った者へ直接確認したい場合などに、必要に応じて譲渡しの相手方や上流に遡って情報を求めることができるよう規定するものです。</p>
<p>第3条第1項第2号 本項は第2種木材事業者が譲受した木材等が合法性確認木材等であるか否かの情報が相手側から伝達されない場合、当該木材等を譲受した第2種木材事業者が川上側の原材料情報や国の法令に適合した情報を収集することを求めている。第2種木材関連事業者同士の多段階の取引を経て消費者等へ渡る木材等に関しても、小売事業者などの消費者に近い第2種木材関連事業者が多段階の第2種木材関連事業者をさかのぼって第1種木材関連事業者への情報提供を求めることを要求しており、直接の取引相手に対してのみ合法性確認木材の適否の情報伝達を求める法第13条と齟齬がある。譲渡しをした木材関連事業者への情報提供の依頼にとどめるべきではないか。</p>	
<p><第4条第1項第1号> 「合法性確認木材でない木材等を利用した場合、当該利用の時に以後に前条第1号に規定する選定を行うに当たっては、(後略)」の記述は、一度合法性確認木材でない木材等を使用してしまった場合、次の受渡しの際に、「違法伐採に係る木材等でない蓋然性が高い」木材等を優先的に使うようにすれば良いということか。</p>	
<p>7. 第4条第1項第1号：「合法性確認木材でない木材等を利用した場合、当該利用の時に以後に前条第1号に規定する選定を行うに当たっては、(後略)」の記述は、一度合法性確認木材でない木材等を使用してしまった場合、次の受渡しの際に、「違法伐採に係る木材等でない蓋然性が高い」木材等を優先的に使うようにすれば良いということか。</p>	<p>本規定は、合法性確認木材等でない木材等を使用してしまった場合に、その使用から次の取引相手を選定する時には、違法伐採に係る木材等でない蓋然性が高い木材を利用できるような措置をするということですが、お示しいただいた措置も該当するものと考えます。</p>
<p>第4条第1項第1号 「合法性確認木材でない木材等を利用した場合、当該利用の時に以後に前条第1号に規定する選定を行うに当たっては、(後略)」の記述は、一度合法性確認木材でない木材等を使用してしまった場合、次の受渡しの際に、「違法伐採に係る木材等でない蓋然性が高い」木材等を優先的に使うようにすれば良いということか。</p>	

御意見	回答
<p><第4条第1項第2号> 「当該譲受け等の相手方の見直しその他必要な措置を講ずること」は取引停止以外にどのような措置がありうるか、解説、Q&Aなどで具体例の提示を要望する。</p> <p>8. 第4条第1項第2号：「当該譲受け等の相手方の見直しその他必要な措置を講ずること」は取引停止以外にどのような措置がありうるか、解説、Q&Aなどで具体例の提示を要望する。</p> <p>第4条第1項第2号 「当該譲受け等の相手方の見直しその他必要な措置を講ずること」は取引停止以外にどのような措置がありうるか、解説、Q&Aなどで具体例の提示を要望する。</p>	<p>ご指摘の観点も踏まえ、事業者の負担にも配慮しつつ、詳細な運用については今後通知等で示すこととし、改正法の施行に向け、必要な整備を進めてまいります。</p>
<p><第6条第2項第1号イ> 「電子情報処理組織」とは具体的にどのような組織を指すのか、インターネットや電子メールに加えて、企業間取引システムなども含まれるのか根拠法文や用語の定義の根拠をパブリックコメント回答で示して欲しい。合わせてQ&Aなどで具体的な伝達方法を例示してほしい。</p> <p>9. 第6条第2項第1号イ：「電子情報処理組織」とは具体的にどのような組織を指すのか。インターネットや電子メールに加えて、企業間取引システムなども含まれるのか根拠法文や用語の定義の根拠をパブリックコメント回答で示して欲しい。合わせてQ&Aなどで具体的な伝達方法を例示してほしい。</p> <p>第6条第2項第1号イ 「電子情報処理組織」とは具体的にどのような組織を指すのか、インターネットや電子メールに加えて、企業間取引システムなども含まれるのか根拠法文や用語の定義の根拠をパブリックコメント回答で示して欲しい。合わせてQ&Aなどで具体的な伝達方法を例示してほしい。</p>	<p>お示しいただいた中で、電子メール、企業で整備するシステム、クラウドへのアップロード等が該当します。 なお、ここでいう「電子情報処理組織」は伝達元の電子計算機と伝達先の電子計算機とを電気通信回線で接続したものをいいます。 ご指摘の観点も踏まえ、事業者の負担にも配慮しつつ、詳細な運用については今後通知等で示すこととし、改正法の施行に向け、必要な整備を進めてまいります。</p>
<p><第6条第2項第3号、及び省令2第7条1項3号> 伝達すべき事項を表示するのは「包装若しくは容器又は送り状、納品書、規格書その他これらに類するもの」とあるが、納品書に表示があっても「合法性証明書」を別途発行するよう求められることがある。クリーンウッド法においては、上記の「包装若しくは・・・」の媒体のどれかに表示あれば事足りる旨を解説等に記載し、木材関連事業者の作業負担（書類の作成、捺印、送付の作業）の軽減に協力をお願いいたします。</p> <p>10. 第6条第2項第3号および省令2第7条1項3号：伝達すべき事項を表示するのは「包装若しくは容器又は送り状、納品書、規格書その他これらに類するもの」とあるが、納品書に表示があっても「合法性証明書」を別途発行するよう求められることがある。クリーンウッド法においては、上記の「包装若しくは・・・」の媒体のどれかに表示あれば事足りる旨を解説等に記載し、木材関連事業者の作業負担（書類の作成、捺印、送付の作業）の軽減にご助力をお願いいたします。</p> <p>第6条第2項第3号、省令2第7条1項3号 伝達すべき事項を表示するのは「包装若しくは容器又は送り状、納品書、規格書その他これらに類するもの」とあるが、納品書に表示があっても「合法性証明書」を別途発行するよう求められることがある。クリーンウッド法においては、上記の「包装若しくは・・・」の媒体のどれかに表示あれば事足りる旨を解説等に記載し、木材関連事業者の作業負担（書類の作成、捺印、送付の作業）の軽減に協力をお願いいたします。</p>	<p>ご指摘の観点も踏まえ、事業者の負担にも配慮しつつ、詳細な運用については今後通知等で示すこととし、改正法の施行に向け、必要な整備を進めてまいります。</p>
<p><第6条第3項、及び省令2第7条2項> 本項に関して、当該木材等を譲受けした木材関連事業者は、その合法性確認木材であるか否かの情報は、出力して書面で記録保管することを求めているが、書面の出力が必要な手続きや処理があるなら、パブリックコメントの回答で例示をしていただきたい。昨今はペーパーレスも進んでおり、事業者の実態にそぐわないため、電磁的記録やファイルでの保管を容認する表現への変更を要望いたします。</p> <p>11. 第6条第3項および省令2第7条2項：本項に関して、当該木材等を譲受けした木材関連事業者は、その合法性確認木材であるか否かの情報は、出力して書面で記録保管することを求めているが、書面の出力が必要な手続きや処理があるなら、パブリックコメントの回答で例示をしていただきたい。昨今はペーパーレスも進んでおり、事業者の実態にそぐわないため、電磁的記録やファイルでの保管を容認する表現への変更を要望いたします。</p> <p>第6条第3項、省令2第7条2項 本項に関して、当該木材等を譲受けした木材関連事業者は、その合法性確認木材であるか否かの情報は、出力して書面で記録保管することを求めているが、書面の出力が必要な手続きや処理があるなら、パブリックコメントの回答で例示をしていただきたい。昨今はペーパーレスも進んでおり、事業者の実態にそぐわないため、電磁的記録やファイルでの保管を容認する表現への変更を要望いたします。</p>	<p>記録の保存及び情報伝達は電子で行うことも含んでいます。本規定は、譲渡しが必要に応じて書面に行うこともできる形式にしなければならないことを規定しています。</p>

御意見	回答
<p><第6条第4項> 本項の「インターネット」と省令1-2第6条第2項1号イの「電子情報処理組織」の関連について、パブリックコメントの回答で教示いただきたい。「インターネット」が「電子情報処理組織」の一部である場合、第2種木材関連事業者がBtoBでの合法性確認木材の情報を伝達する際に第6条第2項1号に基づいてインターネットは活用できるが、そうでない場合はインターネット活用の対象者を「消費者への譲渡」に限定するのではなく、第2種木材関連事業者への譲渡にも適用できるよう、検討いただきたい。</p>	
<p>12. 第6条第4項：本項の「インターネット」と省令1-2第6条第2項1号イの「電子情報処理組織」の関連について、パブリックコメントの回答で教示いただきたい。「インターネット」が「電子情報処理組織」の一部である場合、第2種木材関連事業者がBtoBでの合法性確認木材の情報を伝達する際に第6条第2項1号に基づいてインターネットは活用できるが、そうでない場合はインターネット活用の対象者を「消費者への譲渡」に限定するのではなく、第2種木材関連事業者への譲渡にも適用できるよう、検討いただきたい。</p>	<p>インターネットは電子情報処理組織に含みません。譲渡の相手方へは直接伝達することを基本としていますが、消費者については、対象の数が膨大となるため、木材関連事業者の過度な負担とならないように本規定を置いたところですが、 なお、現行法における木材関連事業者間の伝達方法は改正後も変わりません。</p>
<p>第6条第4項 本項の「インターネット」と省令1-(2)第6条第2項1号イの「電子情報処理組織」の関連について、パブリックコメントの回答で教示いただきたい。「インターネット」が「電子情報処理組織」の一部である場合、第2種木材関連事業者がBtoBでの合法性確認木材の情報を伝達する際に第6条第2項1号に基づいてインターネットは活用できるが、そうでない場合はインターネット活用の対象者を「消費者への譲渡」に限定するのではなく、第2種木材関連事業者への譲渡にも適用できるよう、検討いただきたい。</p>	
<p>省令1-2 第四条第二項 「違法伐採木材等に該当する木材等」は「違法伐採に係る木材等に該当しない蓋然性が高いとは判断できない木材等」に修正すべき</p> <p><根拠> 本法の改正では「違法伐採に係る木材等に該当しない蓋然性が高い（=クロの可能性は低い）」かどうかの確認を求めると修正され、例えば伐採許可等がなくても原産国情報等で判断できるように改善された。一方、「違法伐採木材等に該当する（=クロである）」かどうかの判断は困難で、どう行うべきか示されておらず、事業者の混乱を避けるためにもそのような別基準があるかのように読める表現は避けるべきである。（同様の趣旨のご意見 1件）</p>	<p>合法性が確認できない木材等を利用した場合に講ずるべき措置については、判断基準省令第四条第一項に規定しておりますので、原案のとおりといたします。</p>
<p>木材関連事業者の合法伐採木材等の利用の確保に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の第四条一項一号について合法性確認木材等でないものを使用し続けるか否かについて問われておらず、使用し続ける措置を取るべきことを示すべきです。</p> <p>合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する基本方針の1の3の2段落目「国内市場における木材流通の最初の段階において、合法性が確認できた木材のみが取り扱われるよう」についていつまでに「合法性が確認できた木材のみが取り扱われるよう」にするかの期限を、国会答弁にもあった「合法性確認を令和10年度に100%にする」を反映させて明記するべきです。</p> <p>最終製品に使われている木材が伐採された場所まで追跡できる流通体制を構築している事業者の例は既にあり、これを一部の特異な例にとどめず、全ての事業者の義務となるように変えていくべきです、実例があるからには、決して無理難題の要求ではありません。</p> <p>木材の安定供給のためには、森林減少抑制の国際社会の動きに我が国が後れを取らないことが最優先であり、木材関連事業者の負担への配慮も必要でも、木材関連事業者への付度を優先順位の1位とするような姿勢はあってはなりません。それで木材の安定供給が脅かされるというならば、我が国がそのような危機的な状況であることを正確に国民に伝えることが行政の義務です。今年伐採した山々で木々が再び育ちあがるまでの数十年先の間に、国際社会の動きから後れを取った日本が国際社会から制裁を受ける未来が到来する可能性もゼロではありません。</p> <p>欧州はじめ各国で違法伐採撲滅に対策を打ちながら違法伐採の完全禁止には至っていませんが、そのことが我が国の目標を後退させる理由にはなりません。我が国の交通違反や万引きで完全禁止など出来たためしがありませんが、それを理由に刑法の処罰規定を廃止したり努力目標規定に格下げしようなどと言うような議論になりえません。</p> <p>省令や基本方針を、合法性確認が出来た木材のみが100%流通することをいつまでに実現させるか明記した内容にすべきです。</p>	<p>本法は、違法伐採対策として合法伐採木材等の流通及び利用の促進を図るものであり、法律において違法伐採木材の利用等に対する規制等を行っておりません。このため、違法伐採木材を利用した者への罰則を規定していない法律を超えて本省令でこうした規制に当たる規定をすることはできません。</p> <p>また、今回の基本方針の「1の3」第二段落は、合法伐採木材等の流通及び利用の促進の基本的方向に関する国の継続的な責務を述べております。なお、川上・水際の木材関連事業者が取り扱う木材量に占める合法性確認木材の割合を令和10年度までに10割とすることを目指し、取り組んでまいります。</p>

御意見	回答
3. 法第三章に規定する木材関連事業者による合法性の確認等の実施等に関する省令について	
<p>「木材関連事業者が行う合法性の確認等」においては、国際的に評価されている森林認証制度（FSCやPEFCなど）で合法性の確認が取れている場合、事業者の合法性確認は免除されるという但書きを追記できないか。</p>	<p>木材関連事業者への合法性の確認等の義務については法律で規定しており、省令において法律で規定されている義務を免除することはできません。 ご指摘の観点も踏まえ、事業者の負担にも配慮しつつ、詳細な運用については今後通知等で示すこととし、改正法の施行に向け、必要な整備を進めてまいります。</p>
<p>省令2第三条二項について、「通常用いている名称を記録すること」としているが、国が商取引で使用されている樹種名と学名との関連性に関する補足資料・情報を提供し、事業者の参照を促す、または学名での報告を求めるべき。通常用いている名称は事業者によってまちまちであることが予測され、国の集計作業時の効率・負担および結果の有効性を考慮すると、事業者が参照可能な補足資料・情報を示し、それに基づく報告を求めるべきである。</p>	<p>ご指摘の観点も踏まえ、事業者の負担にも配慮しつつ、詳細な運用については今後通知等で示すこととし、改正法の施行に向け、必要な整備を進めてまいります。</p>
<p><第三章に規定する合法性の確認等の実施に関する省令案> 3頁第三条二項 樹種に関する規定 「通常用いている名称を記録すること」としているが、国が商取引で使用されている樹種名と学名との関連性に関する補足資料・情報を提供し、事業者の参照を促す、または学名での報告を求めるべき。 (理由) 通常用いている名称は事業者によってまちまちであることが予測され、国の集計作業時の効率・負担および結果の有効性を考慮すると、事業者が参照可能な補足資料・情報を示し、それに基づく報告を求めるべきである。</p>	
<p>3頁第三条二項 樹種に関する規定 「通常用いている名称を記録すること」としているが、国が商取引で使用されている樹種名と学名との関連性に関する補足資料・情報を提供し、事業者の参照を促す、または学名での報告を求めるべき。 (理由) 通常用いている名称は事業者によってまちまちであることが予測され、国の集計作業時の効率・負担および結果の有効性を考慮すると、事業者が参照可能な補足資料・情報を示し、それに基づく報告を求めるべきである。</p>	
<p>省令2第三条三項について、法律第六条第二項では「地域」と表現しているため、輸入材は原産国にとどめず、地域・地方・州等、さらには林班/伐採地区（コンセッション名）まで、国産材は都道府県ではなくて市町村レベルまで、記載すべきである。違法伐採リスクが高い場合は原産国のみでは不十分で地域・地方、さらには伐採地区（コンセッション名）まで確認することが重要で、それはリスクの緩和・軽減にも活用できることを、補足文書等において詳細に説明すべきである。国産材も伐採届に記載されている市町村レベルまで求めるべきで、それは産地偽装等の抑制にもつながる。</p>	<p>事業者負担等を鑑み、改正後の法第六条における「地域」は国レベルとすることとしました。より詳細な伐採地の情報が合法性確認において活用可能であることについては、今後通知等で示すことを検討してまいります。</p>
<p>3頁 第三条三項 産地に関する規定 法律第六条第二項では「地域」と表現しているため、輸入材は原産国にとどめず、地域・地方・州等、さらには林班/伐採地区（コンセッション名）まで、国産材は都道府県ではなくて市町村レベルまで、記載すること求めるべきである。 (理由) 違法伐採リスクが高い場合は原産国のみでは不十分で地域・地方、さらには伐採地区（コンセッション名）まで確認することが重要で、それはリスクの緩和・軽減にも活用できることを、補足文書等において詳細に説明すべきである。国産材も伐採届に記載されている市町村レベルまで求めるべきで、それは産地偽装等の抑制にもつながる。</p>	
<p>3頁 第三条三項 産地に関する規定 法律第六条第二項では「地域」と表現しているため、輸入材は原産国にとどめず、地域・地方・州等、さらには林班/伐採地区（コンセッション名）まで、国産材は都道府県ではなくて市町村レベルまで、記載すること求めるべきである。 (理由) 違法伐採リスクが高い場合は原産国のみでは不十分で地域・地方、さらには伐採地区（コンセッション名）まで確認することが重要で、それはリスクの緩和・軽減にも活用できることを、補足文書等において詳細に説明すべきである。国産材も伐採届に記載されている市町村レベルまで求めるべきで、それは産地偽装等の抑制にもつながる。</p>	
<p>省令2第五条一項三号について、「合法性確認木材等であるか否かの別、その理由その他の区分に応じて、分類又は整理」については、補足文書等において詳細な説明を示すべきである。「その理由その他の区分に応じて、分類又は整理」については国が様式を示し、その運用を促すことが不可欠である。</p>	<p>ご指摘の観点も踏まえ、事業者の負担にも配慮しつつ、詳細な運用については今後通知等で示すこととし、改正法の施行に向け、必要な整備を進めてまいります。</p>
<p>5頁 第五条一項三号 記録に関する規定 「合法性確認木材等であるか否かの別、その理由その他の区分に応じて、分類又は整理」については、補足文書等において詳細な説明を示すべきである。 (理由) 「その理由その他の区分に応じて、分類又は整理」については国が様式を示し、その運用を促すことが不可欠である。</p>	
<p>5頁 第五条一項三号 記録に関する規定 「合法性確認木材等であるか否かの別、その理由その他の区分に応じて、分類又は整理」については、補足文書等において詳細な説明を示すべきである。 (理由) 「その理由その他の区分に応じて、分類又は整理」については国が様式を示し、その運用を促すことが不可欠である。</p>	

御意見	回答
<p>省令2第9条について、一定規模の事業者に報告義務を課すべく線引きを行うことは理解できるが、中小規模の事業者の取引に対しても、国が把握することは重要であり、負担増にならない程度の報告は求めるべきと考える。違法伐採リスクを考慮した場合、大規模事業者によるボリュームゾーンにおける取引よりも、中小規模の事業者による中小規模の取引のほうが、違法伐採リスクの高い木材・木材製品を取り扱う可能性が高いと考えられるためである。</p>	
<p>省令2第9条について、ある程度以上大きな事業者に報告義務を課すことはわかるが、中小の事業者にも業界団体などを通じて負担のない報告体制を構築すべき理由 国内産木材の場合中小規模事業者が多く年平均3.5千m3（2020年現在森林林業白書）とされており、それらからの情報ネットワークをつくるのが重要なので、是非体制構築してください</p>	
<p>省令2 P7:報告が求められる事業者の規模について。大規模事業者の方がチェックが行き届く一方、中小事業者はその人的資源がない、ことが予想されるので、一定の中小事業者まで含めるべきと考えます。</p>	<p>法第十二条に基づく報告については、国内における合法性確認木材等の流通量を把握することを目的とし、対象となる基準については事業者負担等を考慮し規定したところとす。一方で、定期報告の対象とならない事業者の実態把握について、どのような手法がありうるのかは今後検討してまいります。</p>
<p>7頁 第九条 報告が求められる事業者の規模に関する規定 一定規模の事業者に報告義務を課すべく線引きを行うことは理解できるが、中小規模の事業者の取引に対しても、国が把握することは重要であり、負担増にならない程度の報告は求めるべきと考える。 (理由) 違法伐採リスクを考慮した場合、大規模事業者によるボリュームゾーンにおける取引よりも、中小規模の事業者による中小規模の取引のほうが、違法伐採リスクの高い木材・木材製品を取り扱う可能性が高いと考えられるためである。</p>	
<p>7頁 第九条 報告が求められる事業者の規模に関する規定 一定規模の事業者に報告義務を課すべく線引きを行うことは理解できるが、中小規模の事業者の取引に対しても、国が把握することは重要であり、負担増にならない程度の報告は求めるべきと考える。 (理由) 違法伐採リスクを考慮した場合、大規模事業者によるボリュームゾーンにおける取引よりも、中小規模の事業者による中小規模の取引のほうが、違法伐採リスクの高い木材・木材製品を取り扱う可能性が高いと考えられるためである。</p>	
<p><省令2第1条及び判断基準省令第4条第1項第1号> 法第6条1項には「主務省令で定めるところにより、当該木材等が違法伐採に係る木材等に該当しない蓋然性が高いかどうかについての確認をしなければならない」とある。省令2第1条では蓋然性が高いかどうか、判断の基準は記載されていない（令1-2第4条第1項第1号も同様）。「蓋然性が高い」ことは木材関連事業者で判断することか。解説、Q&Aにて原材料情報の具体例などと共に、蓋然性が高いと判断できる事例を国産材、輸入材などの複数の事例で提示し、木材関連事業者が確実な運用をできるようにして欲しい。</p>	
<p>13. 省令2第1条および判断基準省令第4条第1項第1号：法第6条1項には「主務省令で定めるところにより、当該木材等が違法伐採に係る木材等に該当しない蓋然性が高いかどうかについての確認をしなければならない」とある。「蓋然性が高い」ことを木材関連事業者が判断するにあたり、解説、Q&Aにて原材料情報の具体例などと共に、蓋然性が高いと判断できる事例を国産材、輸入材などの複数の事例で提示し、木材関連事業者が確実な運用をできるようにして欲しい。</p>	<p>ご指摘の観点も踏まえ、事業者の負担にも配慮しつつ、詳細な運用については今後通知等で示すこととし、改正法の施行に向け、必要な整備を進めてまいります。</p>
<p>第1条 省令1-(2)第4条第1項第1号 法第6条1項には「主務省令で定めるところにより、当該木材等が違法伐採に係る木材等に該当しない蓋然性が高いかどうかについての確認をしなければならない」とある。省令2第1条では蓋然性が高いかどうか、判断の基準は記載されていない（令1-(2)第4条第1項第1号も同様）。「蓋然性が高い」ことは木材関連事業者で判断することか。解説、Q&Aにて原材料情報の具体例などと共に、蓋然性が高いと判断できる事例を国産材、輸入材などの複数の事例で提示し、木材関連事業者が確実な運用をできるようにして欲しい。</p>	
<p><省令2第3条第1項第3号> 木材等の種類、取引をした期間その他の区分に応じて、分類又は整理をした記録を作成することとあるが、解説等に具体的なフォーマットの例示を要望する。</p>	
<p>14. 第3条第1項第3号：木材等の種類、取引をした期間その他の区分に応じて、分類又は整理をした記録を作成することとあるが、解説等に具体的なフォーマットの例示を要望する。</p>	<p>ご指摘の観点も踏まえ、事業者の負担にも配慮しつつ、詳細な運用については今後通知等で示すこととし、改正法の施行に向け、必要な整備を進めてまいります。</p>
<p>第3条第1項第3号 木材等の種類、取引をした期間その他の区分に応じて、分類又は整理をした記録を作成することとあるが、解説等に具体的なフォーマットの例示を要望する。</p>	
<p><省令2第7条第1号イ、ロ> 「伝達すべき事項」が法8条で規定する「主務省令で定める情報（＝省令2第8条で規定する情報）」及び「合法性確認木材等であるか否かの情報」の2つであることが分かりにくい。「伝達すべき事項とは、省令2第8条の規定する合法性の確認に用いた情報及び法第8条の規定する当該木材等が合法性確認木材等であるか否かの別の情報を指す（第2号、第3号においても同様）」等、限定していただきたい（現案では、原材料情報をすべて伝達する必要があるように取れる）。</p>	
<p>15. 第7条第1号イ、ロ：「伝達すべき事項」が法8条で規定する「主務省令で定める情報（＝省令2第8条で規定する情報）」及び「合法性確認木材等であるか否かの情報」の2つであることが分かりにくい。「伝達すべき事項とは、省令2第8条の規定する合法性の確認に用いた情報及び法第8条の規定する当該木材等が合法性確認木材等であるか否かの別の情報を指す（第2号、第3号においても同様）」等、限定していただきたい（現案では、原材料情報をすべて伝達する必要があるように取れる）。</p>	<p>ご指摘の観点も踏まえ、事業者の負担にも配慮しつつ、詳細な運用については今後通知等で示すこととし、改正法の施行に向け、必要な整備を進めてまいります。</p>
<p>第7条第1号イ、ロ 「伝達すべき事項」が法8条で規定する「主務省令で定める情報（＝省令2第8条で規定する情報）」及び「合法性確認木材等であるか否かの情報」の2つであることが分かりにくい。「伝達すべき事項とは、省令2第8条の規定する合法性の確認に用いた情報及び法第8条の規定する当該木材等が合法性確認木材等であるか否かの別の情報を指す（第2号、第3号においても同様）」等、限定していただきたい（現案では、原材料情報をすべて伝達する必要があるように取れる）。</p>	

御意見	回答
<p><第8条> 「合法性の確認に用いた情報」とは、法6条2項2号に記載の原材料情報の内、「森林法（中略）に規定する届出書の写し」「原産国の法令に適合して伐採されたことを証する証明書等の写し」等の判断根拠の情報内容の詳細まで伝達するということでしょうか。「森林法（中略）に規定する届出書の写し」「原産国の法令に適合して伐採されたことを証する証明書等の写し」あるいは根拠の法または政令の条項を提示すればよいのでしょうか。具体的にはどのような範囲までの情報の伝達を想定しているのかパブコメで回答していただき、解説等で例示していただきたい。</p>	<p>ご指摘の観点も踏まえ、事業者の負担にも配慮しつつ、詳細な運用については今後通知等で示すこととし、改正法の施行に向け、必要な整備を進めてまいります。</p>
<p>16. 第8条：「合法性の確認に用いた情報」とは、法6条2項2号に記載の原材料情報の内、「森林法（中略）に規定する届出書の写し」「原産国の法令に適合して伐採されたことを証する証明書等の写し」等の判断根拠の情報内容の詳細まで伝達するということでしょうか。「森林法（中略）に規定する届出書の写し」「原産国の法令に適合して伐採されたことを証する証明書等の写し」あるいは根拠の法または政令の条項を提示すればよいのでしょうか。具体的にはどのような範囲までの情報の伝達を想定しているのかパブコメで回答していただき、解説等で例示していただきたい。</p>	
<p><省令2第9条> 法12条の「総量」は省令2第9条1項各号ごとの木材等を合算した量が各号の閾値以上の場合、報告を行うということか。</p>	
<p>18. 第9条：法12条の「総量」は省令2第9条1項各号ごとの木材等を合算した量が各号の閾値以上の場合、報告を行うということか。</p>	<p>合法性確認省令第九条第一項各号ごとの木材等の総量が各号の閾値以上の場合、報告を行うということを規定しています。ご指摘の観点も踏まえ、事業者の負担にも配慮しつつ、詳細な運用については今後通知等で示すこととし、改正法の施行に向け、必要な整備を進めてまいります。</p>
<p>第9条 法12条の「総量」は省令2第9条1項各号ごとの木材等を合算した量が各号の閾値以上の場合、報告を行うということか。</p>	
<p><省令2第10条第1項> 現在も木材輸入協会などの関連団体に対して、合法伐採木材の取扱量の報告を行っている。当該大臣への報告に関してはこれらの関連団体への報告とフォーマットの統一や、窓口の統一などの合理化による木材関連事業者の負担の削減の検討をお願いいたします。</p>	
<p>19. 第10条第1項：現在も木材輸入協会などの関連団体に対して、合法伐採木材の取扱量の報告を行っている。当該大臣への報告に関してはこれらの関連団体への報告とフォーマットの統一や、窓口の統一などの合理化による木材関連事業者の負担の削減の検討をお願いいたします。</p>	<p>ご指摘の観点も踏まえ、事業者の負担にも配慮しつつ、詳細な運用については今後通知等で示すこととし、改正法の施行に向け、必要な整備を進めてまいります。</p>
<p>第10条第1項 現在も木材輸入協会などの関連団体に対して、合法伐採木材の取扱量の報告を行っている。当該大臣への報告に関してはこれらの関連団体への報告とフォーマットの統一や、窓口の統一などの合理化による木材関連事業者の負担の削減の検討をお願いいたします。</p>	
<p><省令2第10条第2項> 木材等の区分に応じて、定期報告を行う主務大臣が異なるが、どの木材製品に関しては誰に報告するのか、Q&Aやガイドラインなどで具体的に示して欲しい。</p>	
<p>20. 第10条第2項：木材等の区分に応じて、定期報告を行う主務大臣が異なるが、どの木材製品に関しては誰に報告するのか、Q&Aやガイドラインなどで具体的に示して欲しい。</p>	<p>ご指摘の観点も踏まえ、事業者の負担にも配慮しつつ、詳細な運用については今後通知等で示すこととし、改正法の施行に向け、必要な整備を進めてまいります。</p>
<p>第10条第2項 木材等の区分に応じて、定期報告を行う主務大臣が異なるが、どの木材製品に関しては誰に報告するのか、Q&Aやガイドラインなどで具体的に示して欲しい。</p>	
<p>17. 省令2第8条：省令1-2第6条に記載されている電子情報処理組織を用いた伝達も情報伝達に利用可能ということか。</p>	<p>お示しいただいたとおりです。</p>
<p>第8条 「合法性の確認に用いた情報」とは、法6条2項2号に記載の原材料情報の内、「森林法（中略）に規定する届出書の写し」「原産国の法令に適合して伐採されたことを証する証明書等の写し」等の判断根拠の情報内容の詳細まで伝達するということでしょうか。「森林法（中略）に規定する届出書の写し」「原産国の法令に適合して伐採されたことを証する証明書等の写し」あるいは根拠の法または政令の条項を提示すればよいのでしょうか。具体的にはどのような範囲までの情報の伝達を想定しているのかパブコメで回答していただき、解説等で例示していただきたい。 省令1-(2)第6条に記載されている電子情報処理組織を用いた伝達も情報伝達に利用可能ということか。</p>	<p>ご指摘の観点も踏まえ、事業者の負担にも配慮しつつ、詳細な運用については今後通知等で示すこととし、改正法の施行に向け、必要な整備を進めてまいります。第二段落については、お示しいただいたとおりです。</p>
<p>【概要】（省令2）クリーンウッド法第三章に規定する合法性の確認等の実施に関する省令案 ・7 法第12条の定期報告の対象となる基準について（第9条関係）について コメント：譲受けが行われる木材・木材製品量により定期報告が義務化される基準が示されている。先ずはボリュウムゾーンから着手すべきという姿勢は理解できるが、これまでの林野庁ガイドラインおよびクリーンウッド法の合法性確認において、大手の木材関連事業者は既に取組を開始しており、改めて定期報告を義務化する意義は感じられない。 リスクを考慮した合法性確認およびその報告を義務化させるべきは、木材・木材製品量は少ないがリスクの高い商品を取扱っている中小規模の木材専門商社（高級樹種の取扱）、輸入家具業者等の広葉樹を主に取扱う事業者であることを考慮し、ワシントン条約やレッドリスト記載樹種を使用する事業者に対する報告を義務化すべきである。</p>	<p>法第十二条に基づく報告については、国内における合法性確認木材等の流通量を把握することを目的とし、対象となる基準については事業者負担等を考慮し規定したところ。一方で、定期報告の対象とならない事業者の実態把握について、どのような手法がありうるのかは今後検討してまいります。</p>

御意見	回答
4. 基本方針について	
<p>基本方針4ページ、下から2段落目：「G7 農業大臣会合やAPEC 林業担当大臣会合等において、違法伐採の根絶に向けた取組が課題として取り上げられており」について、「違法伐採の根絶」の次の目標として「森林減少抑制」や「持続可能な森林経営・管理の実現への貢献」を掲げ、本方針に明記すべきである。なぜなら「その視点のみでは森林減少は止まらない」という認識に基づき、EUTRからEUDRにグレードアップした欧州をはじめとする国際社会の動きとの乖離は大きく、国際社会に後れを取るのみならず、足を引っ張ることにもつながってしまう懸念が残る。</p>	
<p>基本方針 p4：「違法伐採の根絶に向けた取組が課題として取り上げられており」の部分について。違法伐採の根絶は当たり前です。気候変動抑止、種の多様性保全等の観点から「森林減少抑制」や「持続可能な森林利用」も視野に入れるべきと思います。</p>	
<p>4頁下から2段落目 「G7 農業大臣会合やAPEC 林業担当大臣会合等において、違法伐採の根絶に向けた取組が課題として取り上げられており」□違法伐採の根絶」の次の目標として「森林減少抑制」や「持続可能な森林経営・管理の実現への貢献」を掲げ、本方針に明記すべきである。 (理由) 「その視点のみでは森林減少は止まらない」という認識に基づき、EUTRからEUDRにグレードアップした欧州をはじめとする国際社会の動きとの乖離は大きく、国際社会に後れを取るのみならず、足を引っ張ることにもつながってしまう懸念が残る。</p>	
<p>(基本方針) 【意見1】 4ページ左のコラム、下から2段落目：「G7 農業大臣会合やAPEC 林業担当大臣会合等において、違法伐採の根絶に向けた取組が課題として取り上げられており」□違法伐採の根絶」の次の目標として「森林減少抑制」もしくは「森林破壊防止」などのより踏み込んだ目標を掲げ、基本方針に明記すべきである。 (理由) 2013年に施行されたEU木材規制法(EUTR)ではリスク評価などのデュー・デリジェンスのプロセスが組み込まれた。一方、日本では「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」が改正され、2025年4月から施行される。木材関連事業者には合法性確認(デュー・デリジェンス)がようやく義務化される。欧米に遅れること10年あまりの後塵を拝して打ち出されたものの、日本の対応はいまだに絶望的なまでに遅れている。この「遅れ」が意味するところは、かりに合法性が担保されていても、深刻な破壊をともなう伐採材、木材製品が日本の市場にだれだれも恐れが高く、近い将来、日本が「抜け穴市場」との評価を国際社会から下される可能性が大きくなるということである。</p>	<p>本法は違法伐採対策として合法伐採木材等の流通及び利用の促進を図るものであることから、木材等の合法性についてのみを本法の制定及び改正の背景として簡潔に記述することとした。</p>
<p><基本方針> 4頁下から2段落目 「G7 農業大臣会合やAPEC 林業担当大臣会合等において、違法伐採の根絶に向けた取組が課題として取り上げられており」□違法伐採の根絶」の次の目標として「森林減少抑制」や「持続可能な森林経営・管理の実現への貢献」を掲げ、本方針に明記すべきである。 (理由) 「その視点のみでは森林減少は止まらない」という認識に基づき、EUTRからEUDRにグレードアップした欧州をはじめとする国際社会の動きとの乖離は大きく、国際社会に後れを取るのみならず、足を引っ張ることにもつながってしまう懸念が残る。</p>	
<p><基本方針> 4頁下から2段落目 「G7 農業大臣会合やAPEC 林業担当大臣会合等において、違法伐採の根絶に向けた取組が課題として取り上げられており」□違法伐採の根絶」の次の目標として「森林減少・劣化の禁止」や「持続可能な森林経営・管理の実現への貢献」を掲げ、本方針に明記すべきである。 (理由) 「その視点のみでは森林減少は止まらない」という認識に基づき、EUTRからEUDRにグレードアップした欧州をはじめとする国際社会の動きとの乖離は大きく、国際社会に後れを取るのみならず、足を引っ張ることにもつながってしまう懸念が残る。</p>	
<p>基本方針の5ページ、2 法第二条の対象となる木材等について、「木質ペレット、チップ及び小片」からより具体的な表記に変更されたが、変更の意図・目的について補足文書等での詳細説明が示されるべきと考える。</p>	<p>法第二条の対象となる木材等については、ご指摘の観点も踏まえ、今後通知等で示すこととし、改正法の施行に向け、必要な整備を進めてまいります。</p>
<p>基本方針6ページ、最後の段落：「国内市場における木材流通の最初の段階において、合法性が確認できた木材のみが取り扱われる」について、方向性において曖昧さがやや解消されたが、国会答弁にあったタイムライン「合法性確認を令和10年度に100%にする」が明記されておらず、明記すべきである。具体的なタイムラインと数値目標は事業者の取組を促す上で不可欠である。</p>	
<p>p6：「合法伐採木材等の流通及び利用の促進の基本的方向」について、合法性が確認できた木材のみが取り扱われることについて、時間的な制限が記されておらず実効性に疑問がある。国会答弁では令和10年度に100%、とされており、これを明記する必要があると思います。</p>	
<p>6頁最後の段落 「国内市場における木材流通の最初の段階において、合法性が確認できた木材のみが取り扱われる」について、方向性において曖昧さがやや解消されたが、国会答弁にあったタイムライン「合法性確認を令和10年度に100%にする」が明記されておらず、明記すべきである。 (理由) 具体的なタイムラインと数値目標は事業者の取組を促す上で不可欠である。</p>	<p>今回の基本方針の「一の3」第二段落は、合法伐採木材等の流通及び利用の促進の基本的方向に関する国の継続的な責務を述べております。なお、川上・水際の木材関連事業者が取り扱う木材量に占める合法性確認木材の割合を令和10年度までに10割とすることを目指し、取り組んでまいります。</p>
<p>6頁最後の段落 「国内市場における木材流通の最初の段階において、合法性が確認できた木材のみが取り扱われる」について、方向性において曖昧さがやや解消されたが、国会答弁にあったタイムライン「合法性確認を令和10年度に100%にする」が明記されておらず、明記すべきである。 (理由) 具体的なタイムラインと数値目標は事業者の取組を促す上で不可欠である。</p>	
<p>6頁最後の段落 「国内市場における木材流通の最初の段階において、合法性が確認できた木材のみが取り扱われる」について、方向性において曖昧さがやや解消されたが、国会答弁にあったタイムライン「合法性確認を令和10年度に100%にする」が明記されておらず、明記すべきである。 (理由) 具体的なタイムラインと数値目標は事業者の取組を促す上で不可欠である。</p>	

御意見	回答
<p>基本方針7ページ、下から2段落目：「譲受け等をする木材等について原材料情報（法第六条第二項の原材料情報をいう。以下同じ。）の収集等をし」について、合法性等の確認において義務付けされた行為の記述で、「譲受け等の際に供給者に対して合法証明等の情報を求めること」が含まれているのか不明確であり、明記すべきである。なぜなら法律第九条で、素材生産販売事業者は「木材関連事業者の求めに応じ」とし、木材関連事業者が求めることが前提になっているため、同事業者が「求める」ことも義務と考える。</p>	<p>「法第六条から第八条までの規定により」原材料情報の収集等を行うと記述しておりますとおり、義務であることは明らかですので、原案のとおりいたします。</p>
<p>7頁下から2段落目 「譲受け等をする木材等について原材料情報（法第六条第二項の原材料情報をいう。以下同じ。）の収集等をし」について、合法性等の確認において義務付けされた行為の記述で、「譲受け等の際に供給者に対して合法証明等の情報を求めること」が含まれているのか不明確であり、明記すべきである。 （理由）法律第九条で、素材生産販売事業者は「木材関連事業者の求めに応じ」とし、木材関連事業者が求めることが前提になっているため、同事業者が「求める」ことも義務と考える。</p>	
<p>7頁下から2段落目 「譲受け等をする木材等について原材料情報（法第六条第二項の原材料情報をいう。以下同じ。）の収集等をし」について、合法性等の確認において義務付けされた行為の記述で、「譲受け等の際に供給者に対して合法証明等の情報を求めること」が含まれているのか不明確であり、明記すべきである。 （理由）法律第九条で、素材生産販売事業者は「木材関連事業者の求めに応じ」とし、木材関連事業者が求めることが前提になっているため、同事業者が「求める」ことも義務と考える。</p>	
<p>7頁下から2段落目 「譲受け等をする木材等について原材料情報（法第六条第二項の原材料情報をいう。以下同じ。）の収集等をし」について、合法性等の確認において義務付けされた行為の記述で、「譲受け等の際に供給者に対して合法証明等の情報を求めること」が含まれているのか不明確であり、明記すべきである。 （理由）法律第九条で、素材生産販売事業者は「木材関連事業者の求めに応じ」とし、木材関連事業者が求めることが前提になっているため、同事業者が「求める」ことも義務と考える。</p>	
<p>基本方針7ページ、最後の段落：「複数の証明書等入手できるときには」について、「書類が入手できればよい」という概念が根底にあると考えられ、本来のリスク評価の概念に基づき、「リスクが高く、緩和・軽減できなければ回避する」という記述にすべきである。「複数の書類が入手できればよい」という安易な解釈を容認しないよう、リスク評価の結果を優先する判断が必要であることを記述すべきである。</p>	
<p>基本方針8ページ、前頁からの続きの最初の段落：「違法伐採リスクに応じた合法性の確認を行うこと」について、本来のリスク評価手法に基づく判断、つまり「リスク評価の結果、リスクが高く、さらにリスク軽減・緩和措置を実施してもリスクが軽減・緩和できない場合は回避する」旨を明記すべきである。なぜならリスク評価に関する記述とも読めるが、違法伐採リスクの高いものを「回避する」ことが明記されていないことは、つまり事業者が「リスクを取る」ことが前提になっているとも読め、曖昧さは残すべきではない。</p>	<p>「違法伐採リスクに応じた合法性の確認を行うことが重要」としており、ご懸念にはあたらないと考えます。また、違法伐採に係る木材等を利用しないための措置については今回の基本方針の「三の1」に記述しております。</p>
<p>p 7～8：「法第六条第二項第二号に掲げる情報として複数の証明書等入手できるときには」について。リスクが高く緩和・軽減できない場合は回避する」選択肢も記述する必要があると思います。</p>	
<p>7頁最後の段落 「複数の証明書等入手できるときには」□書類が入手できればよい」という概念が根底にあると考えられ、本来のリスク評価の概念に基づき、「リスクが高く、緩和・軽減できなければ回避する」という記述にすべきである。 （理由）「複数の書類が入手できればよい」という誤解を生じないよう、リスク評価の結果を優先する判断が必要であることを記述すべきである。</p>	
<p>8頁前頁からの続きの最初の段落 「違法伐採リスクに応じた合法性の確認を行うこと」について、本来のリスク評価手法に基づく判断、つまり「リスク評価の結果、リスクが高く、さらにリスク軽減・緩和措置を実施してもリスクが軽減・緩和できない場合は回避する」旨を明記すべきである。 （理由）リスク評価に関する記述とも読めるが、違法伐採リスクの高いものを「回避する」ことが明記されていないことは、つまり事業者が「リスクを取る」ことが前提になっているとも読め、曖昧さは残すべきではない。</p>	
<p>7頁最後の段落 「複数の証明書等入手できるときには」□書類が入手できればよい」という概念が根底にあると考えられ、本来のリスク評価の概念に基づき、「リスクが高く、緩和・軽減できなければ回避する」という記述にすべきである。 （理由）「複数の書類が入手できればよい」という誤解を生じないよう、リスク評価の結果を優先する判断が必要であることを記述すべきである。</p>	
<p>8頁前頁からの続きの最初の段落 「違法伐採リスクに応じた合法性の確認を行うこと」について、本来のリスク評価手法に基づく判断、つまり「リスク評価の結果、リスクが高く、さらにリスク軽減・緩和措置を実施してもリスクが軽減・緩和できない場合は回避する」旨を明記すべきである。 （理由）リスク評価に関する記述とも読めるが、違法伐採リスクの高いものを「回避する」ことが明記されていないことは、つまり事業者が「リスクを取る」ことが前提になっているとも読め、曖昧さは残すべきではない。</p>	
<p>7頁最後の段落 「複数の証明書等入手できるときには」□書類が入手できればよい」という概念が根底にあると考えられ、本来のリスク評価の概念に基づき、「リスクが高く、緩和・軽減できなければ回避する」という記述にすべきである。 （理由）「複数の書類が入手できればよい」という誤解を生じないよう、リスク評価の結果を優先する判断が必要であることを記述すべきである。</p>	
<p>8頁前頁からの続きの最初の段落 「違法伐採リスクに応じた合法性の確認を行うこと」について、本来のリスク評価手法に基づく判断、つまり「リスク評価の結果、リスクが高く、さらにリスク軽減・緩和措置を実施してもリスクが軽減・緩和できない場合は回避する」旨を明記すべきである。 （理由）リスク評価に関する記述とも読めるが、違法伐採リスクの高いものを「回避する」ことが明記されていないことは、つまり事業者が「リスクを取る」ことが前提になっているとも読め、曖昧さは残すべきではない。</p>	
<p>7頁最後の段落 「複数の証明書等入手できるときには」□書類が入手できればよい」という概念が根底にあると考えられ、本来のリスク評価の概念に基づき、「リスクが高く、緩和・軽減できなければ回避する」という記述にすべきである。 （理由）「複数の書類が入手できればよい」という誤解を生じないよう、リスク評価の結果を優先する判断が必要であることを記述すべきである。</p>	
<p>8頁前頁からの続きの最初の段落 「違法伐採リスクに応じた合法性の確認を行うこと」について、本来のリスク評価手法に基づく判断、つまり「リスク評価の結果、リスクが高く、さらにリスク軽減・緩和措置を実施してもリスクが軽減・緩和できない場合は回避する」旨を明記すべきである。 （理由）リスク評価に関する記述とも読めるが、違法伐採リスクの高いものを「回避する」ことが明記されていないことは、つまり事業者が「リスクを取る」ことが前提になっているとも読め、曖昧さは残すべきではない。</p>	

御意見	回答
<p>基本方針8ページ、下から2段目：「木材関連事業者の取組が消費者等に伝わること等が重要」及び「必要な記録の作成・保存及び情報の伝達に関する措置を講ずるよう努めるものとする」について、「消費者等に伝わること等が重要である」との記述について、最も効果的なのは消費者を顧客としている小売業等が合法性確認に関する情報を供給者に要求することであるため、その旨明記すべきである。なぜなら「消費者等に伝わること等が重要である」についての課題認識が十分でない。消費者を顧客としている小売業等が、合法性確認に関する情報等を供給者に求めることこそが、消費者に伝わる最も効果的な方法である。その行為を小売業者に課すべきである。</p>	
<p>8頁下から2段目 「木材関連事業者の取組が消費者等に伝わること等が重要」について、最も効果的なのは消費者を顧客としている小売業等が合法性確認に関する情報を供給者に要求することであるため、その旨明記すべきである。(理由)「消費者等に伝わること等が重要である」についての課題認識が十分でない。消費者を顧客としている小売業等が、合法性確認に関する情報等を供給者に求めることこそが、消費者に伝わる最も効果的な方法である。その行為を小売業者に課すべきである。</p>	<p>小売業を含む第二種木材関連事業者の情報伝達については、法に則し「第二種木材関連事業者等をするときは、必要な記録の作成・保存及び情報の伝達に関する措置を講ずるよう努めるものとする。」「木材関連事業者が木材等の譲渡を行うに当たっては、譲受けを行った木材等を原材料として製造等された全ての木材等について、合法性の確認に関する情報を伝達することが重要である。」と規定しております。</p>
<p>8頁下から2段目 「木材関連事業者の取組が消費者等に伝わること等が重要」について、最も効果的なのは消費者を顧客としている小売業等が合法性確認に関する情報を供給者に要求することであるため、その旨明記すべきである。(理由)「消費者等に伝わること等が重要である」についての課題認識が十分でない。消費者を顧客としている小売業等が、合法性確認に関する情報等を供給者に求めることこそが、消費者に伝わる最も効果的な方法である。その行為を小売業者に課すべきである。</p>	
<p>8頁下から2段目 「木材関連事業者の取組が消費者等に伝わること等が重要」について、最も効果的なのは消費者を顧客としている小売業等が合法性確認に関する情報を供給者に要求することであるため、その旨明記すべきである。(理由)「消費者等に伝わること等が重要である」についての課題認識が十分でない。消費者を顧客としている小売業等が、合法性確認に関する情報等を供給者に求めることこそが、消費者に伝わる最も効果的な方法である。その行為を小売業者に課すべきである。</p>	
<p>基本方針8ページ、最後の段落：「譲受けを行った木材等を原材料として製造等された全ての木材等について」に關し、情報伝達について、すべての取り扱い木材製品に關して行うことが明記されているが、本行為に關して第一種木材関連事業者は義務化されたが、第二種に對しては曖昧であるため、より具体的に明記すべきである。第二種木材関連事業者の情報伝達行為が義務化されなければ、消費者に適切に情報は伝達されず、本行為は義務化すべきである。</p>	
<p>8頁最後の段落 「譲受けを行った木材等を原材料として製造等された全ての木材等について」、情報伝達について、すべての取り扱い木材製品に關して行うことが明記されているが、本行為に關して第一種木材関連事業者は義務化されたが、第二種に對しては曖昧であるため、より具体的に明記すべきである。(理由) 第二種木材関連事業者の情報伝達行為が義務化されなければ、消費者に適切に情報は伝達されず、本行為は義務化すべきである。</p>	<p>本改正において、第二種木材関連事業者が木材等を譲渡す際の情報伝達は努力義務であるため、できる限り多くの情報が伝達されるよう、このような記述としております。</p>
<p>8頁最後の段落 「譲受けを行った木材等を原材料として製造等された全ての木材等について」、情報伝達について、すべての取り扱い木材製品に關して行うことが明記されているが、本行為に關して第一種木材関連事業者は義務化されたが、第二種に對しては曖昧であるため、より具体的に明記すべきである。(理由) 第二種木材関連事業者の情報伝達行為が義務化されなければ、消費者に適切に情報は伝達されず、本行為は義務化すべきである。</p>	
<p>8頁最後の段落 「譲受けを行った木材等を原材料として製造等された全ての木材等について」、情報伝達について、すべての取り扱い木材製品に關して行うことが明記されているが、本行為に關して第一種木材関連事業者は義務化されたが、第二種に對しては曖昧であるため、より具体的に明記すべきである。(理由) 第二種木材関連事業者の情報伝達行為が義務化されなければ、消費者に適切に情報は伝達されず、本行為は義務化すべきである。</p>	
<p>基本方針9ページ、上から2段落目：「人権の尊重及び持続可能性の確保に係る木材関連事業者の自発的な取組を促す観点から」に關し、「人権の尊重」、「持続可能性の確保」について、自発的な取組を促すにとどめず、法的拘束力を持つ「取組目標」に位置付けるべきである。国が情報提供するのみでは、事業者にとって何の取組根拠にもならない。「人権の尊重」、「持続可能性の確保」の重要性は国際社会の共通認識であり、たとえ努力目標であっても「人権の尊重」や「持続可能性の確保」や「持続可能性の確保（持続可能な森林経営・管理）」に關する具体的な取組を法の枠に盛り込むべきである。</p>	
<p>9頁上から2段落目 「また、人権の尊重及び持続可能性の確保に係る木材関連事業者の自発的な取組を促す観点から」について、「人権の尊重」、「持続可能性の確保」について、自発的な取組を促すにとどめず、法的拘束力を持つ「取組目標」に位置付けるべきである。(意見) 国が情報提供するのみでは、事業者にとって何の取組根拠にもならない。「人権の尊重」、「持続可能性の確保」の重要性は国際社会の共通認識であり、たとえ努力目標であっても「人権の尊重」や「持続可能性の確保（持続可能な森林経営・管理）」に關する具体的な取組を法の枠に盛り込むべきである。</p>	
<p>【意見2】 9ページ左のコラム、上から2段落目：「人権の尊重」、「持続可能性の確保」について、自発的な取組を促すにとどめず、法的拘束力を持つ「取組目標」に位置付けるべきである。 【理由】 国が情報提供するのみでは、事業者にとって何の取組根拠にもならない。「人権の尊重」、「持続可能性の確保」の重要性は国際社会の共通認識であり、たとえ努力目標であっても「人権の尊重」や「持続可能性の確保（持続可能な森林経営・管理）」に關する具体的な取組を法の枠内に盛り込むべきである。 EUTRは今年、森林破壊防止規則（EUDR）に取って代われ、「高リスク国」への監視を強化だけでなく、そのおよぶ範囲も合法性を超えて広がる。気候変動を緩和し、生物多様性の損失を食い止めることが期待される画期的な法律と大方のNGOのあいだでも高く評価されている。そもそも、木材やパーム油などのコモディティ商品の生産がもたらす影響は、森林破壊にとどまらない。地域社会や先住民族の権利侵害にまでおよぶことも多い。消費が社会、人権、環境に及ぼす負の影響に対応できる包括的な法体系が必要なことは自明である。</p>	<p>人権の尊重や持続可能性については本法で規定されていませんので、本法の枠組みの中で木材関連事業者に対して義務等を課すことはできませんが、木材関連事業者の自発的な取組を促す観点から記述したものであり、原案のとおりいたします。</p>
<p>9頁上から2段落目 「また、人権の尊重及び持続可能性の確保に係る木材関連事業者の自発的な取組を促す観点から」について、「人権の尊重」、「持続可能性の確保」について、自発的な取組を促すにとどめず、法的拘束力を持つ「取組目標」に位置付けるべきである。(意見) 国が情報提供するのみでは、事業者にとって何の取組根拠にもならない。「人権の尊重」、「持続可能性の確保」の重要性は国際社会の共通認識であり、たとえ努力目標であっても「人権の尊重」や「持続可能性の確保（持続可能な森林経営・管理）」に關する具体的な取組を法の枠に盛り込むべきである。</p>	
<p>9頁上から2段落目 「また、人権の尊重及び持続可能性の確保に係る木材関連事業者の自発的な取組を促す観点から」について、「人権の尊重」、「持続可能性の確保」について、自発的な取組を促すにとどめず、法的拘束力を持つ「取組目標」に位置付けるべきである。(意見) 国が情報提供するのみでは、事業者にとって何の取組根拠にもならない。「人権の尊重」、「持続可能性の確保」の重要性は国際社会の共通認識であり、たとえ努力目標であっても「人権の尊重」や「持続可能性の確保（持続可能な森林経営・管理）」に關する具体的な取組を法の枠に盛り込むべきである。</p>	

御意見	回答
<p>基本方針10ページ,最初の段落2文目:「違法伐採に係る木材等を利用しないための措置を行うよう努めるものとする」について、当該措置に関しては、基本的な方針、つまり「リスク評価の結果、リスクが高く、さらにリスク軽減・緩和措置を実施してもリスクが軽減・緩和できない場合は回避する」が不可欠であり、その旨を明記すべきである。施行規則第四条一項二号に関連した規定が提示されているが、依然として表現には曖昧さが残り、事業者による適切な取組を促すには十分ではない。</p>	
<p>基本方針14ページ,旧の(2)ロ:「合法性の確認ができない木材等を取り扱わないこと」について、本基本方針にこの記載はなく、記載を残すべきである。旧基本方針において、その記載の実質的な効用は低かったものの、「リスク評価の結果、リスクが高く、さらにリスク軽減・緩和措置を実施してもリスクが軽減・緩和できない場合は回避する」の記述に変更し、最終判断の一つに「取り扱わない」という選択肢があることを示すべきである。</p>	
<p>p14:改正前の「ロ 合法性の確認ができない木材等を取り扱わないこと。」について。リスクをゼロにする大切な記述であるので、この記述は残すべきだと思います。</p>	
<p>10頁最初の段落、2文目 「違法伐採に係る木材等を利用しないための措置を行うよう努めるものとする」について、当該措置に関しては、基本的な方針、つまり「リスク評価の結果、リスクが高く、さらにリスク軽減・緩和措置を実施してもリスクが軽減・緩和できない場合は回避する」が不可欠であり、その旨を明記すべきである。 (理由) 施行規則第四条一項二号に関連した規定が提示されているが、依然として表現には曖昧さが残り、事業者による適切な取組を促すには十分ではない。</p>	
<p>14頁旧の(2)ロ 「合法性の確認ができない木材等を取り扱わないこと」が削除されているが、記載を残すべきである。 (理由) 旧基本方針において、その記載の実質的な効用は低かったものの、「リスク評価の結果、リスクが高く、さらにリスク軽減・緩和措置を実施してもリスクが軽減・緩和できない場合は回避する」の記述に変更し、最終判断の一つに「取り扱わない」という選択肢があることを示すべきである。</p>	<p>「違法伐採リスクに応じた合法性の確認を行うことが重要」としており、ご懸念にはあたらないと考えます。また、違法伐採に係る木材等を利用しないための措置については今回の基本方針の「三の1」に記述しております。</p>
<p>10頁最初の段落、2文目 「違法伐採に係る木材等を利用しないための措置を行うよう努めるものとする」について、当該措置に関しては、基本的な方針、つまり「リスク評価の結果、リスクが高く、さらにリスク軽減・緩和措置を実施してもリスクが軽減・緩和できない場合は回避する」が不可欠であり、その旨を明記すべきである。 (理由) 施行規則第四条一項二号に関連した規定が提示されているが、依然として表現には曖昧さが残り、事業者による適切な取組を促すには十分ではない。</p>	
<p>14頁旧の(2)ロ 「合法性の確認ができない木材等を取り扱わないこと」が削除されているが、記載を残すべきである。 (理由) 旧基本方針において、その記載の実質的な効用は低かったものの、「リスク評価の結果、リスクが高く、さらにリスク軽減・緩和措置を実施してもリスクが軽減・緩和できない場合は回避する」の記述に変更し、最終判断の一つに「取り扱わない」という選択肢があることを示すべきである。</p>	
<p>10頁最初の段落、2文目 「違法伐採に係る木材等を利用しないための措置を行うよう努めるものとする」について、当該措置に関しては、基本的な方針、つまり「リスク評価の結果、リスクが高く、さらにリスク軽減・緩和措置を実施してもリスクが軽減・緩和できない場合は回避する」ことが不可欠であり、その旨を明記すべきである。 (理由) 施行規則第四条一項二号に関連した規定が提示されているが、依然として表現には曖昧さが残り、事業者による適切な取組を促すには十分ではない。</p>	
<p>14頁旧の(2)ロ 「合法性の確認ができない木材等を取り扱わないこと」が削除されているが、記載を残すべきである。 (理由) 旧基本方針において、その記載の実質的な効用は低かったものの、「リスク評価の結果、リスクが高く、さらにリスク軽減・緩和措置を実施してもリスクが軽減・緩和できない場合は回避する」の記述に変更し、最終判断の一つに「取り扱わない」という選択肢があることを示すべきである。</p>	
<p>基本方針18ページ,最初の段落:「消費者から合法伐採木材等が選好されていくことが重要である」について、法改正によって木材関連事業者に組み込まれた小売業に対して合法伐採木材等を選好することを具体的に規定、記述すべきである。消費者(最終消費者を含む)が合法伐採木材等を選好することが重要という課題認識であれば、最終消費者に譲り渡すをする消費者企業、つまり小売業に対して合法伐採木材等を選好することを具体的に求めなければならない。</p>	
<p>18頁最初の段落 「消費者から合法伐採木材等が選好されていくことが重要である」について、法改正によって木材関連事業者に組み込まれた小売業に対して合法伐採木材等を選好することを具体的に規定、記述すべきである。 (理由) 消費者(最終消費者を含む)が合法伐採木材等を選好することが重要という課題認識であれば、最終消費者に譲り渡すをする消費者企業、つまり小売業に対して合法伐採木材等を選好することを具体的に求めなければならない。</p>	
<p>18頁最初の段落 「消費者から合法伐採木材等が選好されていくことが重要である」について、法改正によって木材関連事業者に組み込まれた小売業に対して合法伐採木材等を選好することを具体的に規定、記述すべきである。 (理由) 消費者(最終消費者を含む)が合法伐採木材等を選好することが重要という課題認識であれば、最終消費者に譲り渡すをする消費者企業、つまり小売業に対して合法伐採木材等を選好することを具体的に求めなければならない。</p>	<p>法第五条に「事業者は、木材等を利用するに当たっては、合法伐採木材等を利用するよう努めなければならない。」と規定されております。</p>
<p>18頁最初の段落 「消費者から合法伐採木材等が選好されていくことが重要である」について、法改正によって木材関連事業者に組み込まれた小売業に対して合法伐採木材等を選好することを具体的に規定、記述すべきである。 (理由) 消費者(最終消費者を含む)が合法伐採木材等を選好することが重要という課題認識であれば、最終消費者に譲り渡すをする消費者企業、つまり小売業に対して合法伐採木材等を選好することを具体的に求めなければならない。</p>	

御意見	回答
<p>「基本方針」 P9 第2パラグラフのあとについて、合法性確認木材等の流通及び利用の促進のための措置に関する事項の中に、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」の中に施策を連携させる 例えば以下の文書挿入する 「さらに、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」による「建築物木材利用促進協定」を国と結ぶときは、関係者は登録事業者であるなど、クリーンウッド利用を前提として取り組むこととする」 理由 脱炭素という環境目的のために木材利用促進法が成立しているの、その普及ツールを合法木材の普及のための今回の制度の中に、しっかり位置付けて、二つの制度が連携して発展するようにしたらよいのではないか？</p>	<p>これまでも、国が建築物木材利用促進協定を結ぶ際に、クリーンウッド法に基づいた木材利用等に関する内容を記載できない民間事業者等に提案してまいりました。その結果、国において締結した建築物木材利用促進協定の多くにクリーンウッド法に関する記載がされています。引き続き、クリーンウッド法と都市（まち）の木造化推進法に関する施策を連携させつつ、これらの制度の普及に努めてまいります。</p>
<p>「基本方針」 P11 第2パラグラフについて、登録の普及のために、国が普及する施策の中に、業界団体による一括申請という仕組みを位置づける 例えば、「国は、登録実施機関を登録し、登録実施機関に対して命令その他の必要な措置を行うものとする。また、木材関連事業者の登録実施機関への登録が促進されるよう、登録制度の周知」の後に以下加筆（業界団体による一括申請を含む）以上加筆 理由 中小企業の登録が少ない理由は、手続きが複雑で対応しきれないという面があるだろう。現在製紙連合会がメンバーの一括申請をおこなっているが、このような業界団体が会員事業者をサポートする仕組みをつくり、拡大の一助にすることができるだろう</p>	<p>いただいたご意見も踏まえ、木材関連事業者の登録実施機関への登録促進に向け、必要な取組に努めてまいります。基本方針については原案のとおりといたします。</p>
<p><基本方針全体> 省令案がパブリックコメント募集を経て見直された点は基本方針の文面も改訂いただきたい。</p>	
<p>21. 基本方針全体：省令案がパブリックコメント募集を経て見直された点は基本方針の文面も改訂いただきたい。</p>	<p>意見公募の御意見を踏まえ施行規則を修正しておりますが、基本方針にはその修正に係る記述がございませんので、原案のとおりといたします。</p>
<p>全体 省令案がパブリックコメント募集を経て見直された点は基本方針の文面も改訂いただきたい。</p>	
<p><基本方針P5 一-2、法第2条の対象となる木材等(3)> 構造用パネルが追加された主旨や背景についてご教示をいただきたい。</p>	
<p>基本方針P5一-2、法第2条の対象となる木材等(3)：構造用パネルが追加された主旨や背景についてご教示をいただきたい。</p>	<p>OSBについては、現行の「木材」に規定されている物品と同等と判断したため、対象に追加しました。</p>
<p>P5 一-2、法第2条の対象となる木材等(3) 構造用パネルが追加された主旨や背景についてご教示をいただきたい。</p>	
<p>FIT/FIP制度による木質バイオマス発電に用いられている燃料材については、「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」（平成26年6月林野庁）に基づき、合法性の確認と由来証明の発行が行われていることから、クリーンウッド法に基づく手続きとの重複を避け、統一の運用を図ることが適当である。クリーンウッド法の基本方針において、その旨を明記いただき、効率的な運用が図られるよう、特段の配慮をお願いします。 (同様の趣旨のご意見 1件)</p>	<p>木質バイオマスの由来証明にあたって、森林法に基づく伐採造林届又は森林経営計画認定書等を既に活用している場合は、クリーンウッド法に基づき収集等をすべき原材料情報としてもそれらの書類をお使いいただけます。原材料情報として活用できる具体的な情報を含む詳細な運用については、ご指摘の観点も踏まえ、事業者の負担にも配慮しつつ、今後通知等で示すこととし、改正法の施行に向け、必要な整備を進めてまいります。</p>
<p>基本方針 二の1 第1段落の後に、「また必要に応じ、調達する木材等の数量や樹木の所有者等の情報の確認を行うことも推奨される」を加筆すべき。 <根拠> 今回の法改正においては、第一種木材関連事業における合法性確認において、樹種や伐採区、合法性証明は「原材料情報」として従来通り確認を求めたものの、数量や樹木の所有者（国産材の場合）や輸出業者（輸入材の場合）の名称等は確認対象から除外された（法第6条）。しかしながら、合法性証明を得た場所からの木材に、違法伐採材・無断伐採材を混せて搬入すること、森林所有者に無断で伐採届を捏造して搬入することなどは、違法伐採材/無断伐採材の販売のために国内外でよく行われている手口であり、数量や樹木の所有者の確認を要求しなくなることは、我が国の市場に違法伐採材・無断伐採材の流入を招き、クリーンウッド法の趣旨に負の影響を与えるリスクがある。省令一-2の第四条、第七条等に加筆することも考えられる。 (同様の趣旨のご意見 1件)</p>	<p>合法性の確認は合法性確認省令第一条において、法第四条の情報等を踏まえて合法性の確認を行うことと規定されておりますので、ご指摘の箇所については原案のとおりとさせていただきます。合法性確認において活用可能な情報の詳細については、今後通知等で示すことを検討してまいります。</p>
<p>基本方針 一の1 「令和四年には、G7農業大臣会合やAPEC林業担当大臣会合等において、違法伐採の根絶に向けた取組が課題として取り上げられており」とあるが、それらの会合のコミュニケ（林野庁HP掲載）に即し、「持続可能な方法で管理された森林において生産され、合法的に収穫された木材製品の消費促進」ないし「合法的な木材取引を促進し、持続可能な森林経営から生産された木材・木材製品の利用を促進」が課題として取り上げられたと明記すべきである。 また令和五年の広島サミットでも「持続可能な森林管理と木材利用促進」が議題として取り上げられており（林野庁HP掲載の成果文書）、これについても加筆すべきである。 <根拠> 近年、これらの国際会合のコミュニケでは、違法伐採対策は持続可能な森林管理とセットで推進すると記述されていることが一般的であり、持続的な森林管理に言及しないのはチェリーピッキングの排りを受ける恐れがあるのではないか。</p>	<p>本法は違法伐採対策として合法伐採木材等の流通及び利用の促進を図るものことから、木材等の合法性についてのみを本法の制定及び改正の背景として簡潔に記述することとしました。</p>

御意見	回答
<p>基本方針 一の3 第1段落 「木材関連事業者は、…合法性の確認等を行うとともに、」の後に「合法性確認木材等の数量を増加させるための措置に取り組み、」（法第13条第2項）を加筆すべき。</p> <p><根拠> 合法性の確認とその他利用確保のための措置のみでは、国内市場において違法伐採材の流通を根絶するという目標に対して不十分と考える。</p>	<p>「合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置」には、「取り扱う木材等のうちの合法性確認木材等の数量を増加させるための措置に関する事項」を含む、法第十三条第一項各号の事項が含まれているため、ご指摘の趣旨は踏まえているものと考えています。</p>
<p>基本方針 二の2 第1段落 「木材関連事業者が行う合法性の確認に必要な情報を幅広く収集し、」の前に、法第41条が定める通り、「関連行政機関又は地方公共団体に対し、必要な資料又は情報の提供、意見の開陳その他の協力を求め、その他」を加筆すべき。</p> <p><根拠> クリーンウッド法の効率的・効果的・公平な執行のためには、地方公共団体からの伐採造林林の受領データや伐採届適合通知書や伐採許可決定通知書発行データの収集、税関や植物防疫所等からの情報収集が重要である。衆参両院の農林水産委員会における法改正の審議中での金子議員・紙議員の質問に対する政府答弁でも、「関連行政機関」とは税関、植物防疫所等が含まれること、法の成立後は「税関、植物防疫所等、関連機関との連携を図ってまいりたいと思います」との意欲が示されている。国はぜひその実現に努めるべきである。 (同様の趣旨のご意見 1件)</p>	<p>法第四十一条は、木材関連事業者の合法性の確認等の実施状況を適切に把握し、必要に応じて指導等を講ずることができるよう規定したものであり、事業者への情報提供が目的ではございませんので、原案のとおりといたします。</p>
<p>基本方針 二の2 第2段落 「人権の尊重及び持続可能性の確保に係る木材関連事業者の自発的な取組を促す観点から、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」等の人権の尊重に関する情報や、我が国及び外国の森林の持続可能な利用に関する法令に関する情報の提供を行うものとする。」、 「二の2 合法性確認木材等の流通及び利用の促進のための措置」ではなく「三の2 合法伐採木材等の流通及び利用の促進のための措置」に移すべきと考える。</p> <p><根拠> 人権の尊重や持続可能性は、「合法性確認木材等（法第七条第二項）」であるか否かと関係ないため。</p>	<p>人権の尊重及び持続可能性の確保に係る情報は、木材関連事業者の合法性の確認に活用できることから今回の基本方針の「二の2」に位置づけているところです。なお、今回の基本方針の「三」には、「二」には含まれないことのみを記述することとしており、例えば、木材関連事業者が取引相手を選定する際に当該情報を活用することをさまたげるものではありません。</p>
<p>基本方針 二の2 第2段落 「責任あるサプライチェーン等…情報の提供を行うものとする。」に加え、それらの自発的な取組を行う事業者への補助や表彰も行うものと加筆すべきではないか。</p> <p><根拠> 近年木材を含む商品の生産に伴う森林減少が世界的に問題となり、また国内では主伐後の再造林率の低さが課題となっている。 このため、昨年発表されたG7広島サミット成果文書およびG7気候・エネルギー・環境大臣会合コミュニケでは、「関連商品の生産に関する森林減少や森林及び土地の劣化のリスクを低減し、…適切であれば、これを支援するための更なる規制の枠組み又は政策を策定する。」、「適切な場合には、森林減少・劣化のリスクに関連する商品に対するデュー・ディリジェンス要件の導入を含む可能性のある、更なる規制の枠組み又は政策を策定する」ことが示された。 また、クリーンウッド法改正に関する第211回参議院農林水産委員会における審議においても、須藤議員からの質問に対し、織田林野庁長官は「持続可能性の確保、これも非常に重要な視点であるというふうに認識をしておりますので、クリーンウッド法に基づく基本方針においてこの持続可能性の配慮を位置付けることについて検討していきたいというふうに考えている」と答弁を行っている。 その「更なる規制の枠組み又は政策」や「配慮」が、具体的には「我が国及び外国の森林の持続可能な利用に関する法令に関する情報の提供」のみというのは貧弱すぎるのではないかと。なお、持続可能性の基準を国として定めることはできないので、義務化したりはできないということは理解できる。</p>	<p>国は法第四条に基づき、木材関連事業者による優良な取組を公表することとしていますが、その内容が他の木材関連事業者にとって有用なものとなるよう検討してまいります。</p>
<p>基本方針 二の2 第3段落 「合法性確認木材等の流通等の把握に取り組みとともに」について、以降の「必要があると認めるときは…」とは段落を分け、法第12条に基づき、「毎年1回、第一種木材関連事業者において木材等の総量又は総額が政令で定められた基準以上である全ての木材関連事業者から、当該木材等の総量及びそのうちの合法性確認木材等の数量の報告を受けるため、必要な措置を行う。国はこの報告を集計し、公表する。」等のより明示的な記載をすべきである。</p> <p><根拠> クリーンウッド法は元々、登録の有無に関わらず全木材関連事業者を対象とするにも関わらず、登録事業者のみが対象の法律であるという誤解やそれに基づく批判が国内外で多い。 今回の法改正のポイントの一つは、第一種木材関連事業者においては、登録の有無に関わらず国への数量報告を行わせることであったが、基本方針において、登録制度（第三条第二項）の前に、その報告制度について言及しなければ、この誤解を助長する恐れがあると考え。 この数量報告制度は「川上、水際の木材関連事業者が取り扱う木材量に占める合法性確認木材の割合を…令和10年度までに10割にする（衆議院農水委員会における林野庁答弁）」という目標達成のための、達成状況モニタリングおよび必要な措置の検討のためにも重要であり、国による報告フォーマットの作成、受付窓口の整備、そのために必要な人員の配置などが必要であり、その根拠となる記載が必要と考える。 また、「必要があると認めるときは…」の措置（立入検査等）の対象となるかどうかは、政令で定められた基準以上である事業者には限定されていない（参議院における政府答弁）ことから、「必要があると認めるときは…」とは段落を分けるべきと考える。 (同様の趣旨のご意見 1件)</p>	<p>法第十二条に基づく報告を踏まえて「合法性確認木材等の流通等の把握に取り組み」と記述しており、ご指摘の趣旨は踏まえているものと考えられるため、原案のとおりといたします。</p>
<p>基本方針 三の2 第5段落 「登録木材関連事業者が…合法伐採木材等の利用を確保するための措置」の後に「および合法性確認木材等の数量を増加させるための措置」を「を適切かつ確実に講じていること等について、…取り決めるものとする。」の対象として加筆すべき。</p> <p><根拠> 木材関連事業者が「合法性確認木材等の数量を増加させるための措置」を実際に行ったかの確認は「川上、水際の木材関連事業者が取り扱う木材量に占める合法性確認木材の割合を…令和10年度までに10割にする」という目標の達成のための必要な措置を検討するために重要である。また第一種木材関連事業者を行う登録事業者にとっては、登録実施機関の判断が、国への数量報告の際の根拠となるため、その判断の重要性が増している。このため、適切かつ確実に業務を行っている登録実施機関が木材関連事業者とトラブルになったり、忌避されたり、判断についてのモラルハザードが起こるリスクが考えられる。このため国は登録実施機関の状況について適宜ヒアリングを行い、必要に応じて登録実施機関間の調整や支援を行うことが必要となると予想される。</p>	<p>「合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置」には、「取り扱う木材等のうちの合法性確認木材等の数量を増加させるための措置に関する事項」を含む、法第十三条第一項各号の事項が含まれているため、ご指摘の趣旨は踏まえているものと考えています。</p>
<p>基本方針 三の2 第5段落の後に、「国は登録実施機関に対し、木材関連事業者が…合法伐採木材等の利用を確保するための措置（や合法性確認木材等の数量を増加させるための措置）を適切かつ確実に講じているかどうか適切に判断するための支援を必要に応じて行う」との段落を加えるべきと考える。</p> <p><根拠> 本法の改正により、木材関連事業者はリスクベースでよりフレキシブルに合法性の判断を行えるようになったが、事業者がどれほどの原材料情報の収集を行うべきか、何が合法性の根拠として妥当であるとするか、判断する登録実施機関の負担が増加し、登録実施機関間の乖離が拡大する恐れも想定される。また第一種木材関連事業者を行う登録事業者にとっては、登録実施機関の判断が、国への数量報告の際の根拠となるため、その判断の重要性が増している。このため、適切かつ確実に業務を行っている登録実施機関が木材関連事業者とトラブルになったり、忌避されたり、判断についてのモラルハザードが起こるリスクが考えられる。このため国は登録実施機関の状況について適宜ヒアリングを行い、必要に応じて登録実施機関間の調整や支援を行うことが必要となると予想される。</p>	<p>今回の基本方針の「三の2」第2段落において、「国は登録実施機関を登録し、登録実施機関に対して命令その他の必要な措置を行うものとする。」としており、ご指摘の趣旨は踏まえているものと考えています。</p>
<p>基本方針全体への追加 「違法伐採リスクに応じた合法性の確認を行うこと」について、そのリスク評価の方法や結果を公表することを義務付けることが必要 (理由) どのようなリスク評価をしたのか情報が開示されていなければ、そのリスク評価方法が十分かどうかを検証することができないので、情報開示を通じて、そのリスク評価の妥当性を検証できるようにすることが必要であるため。</p>	<p>リスク評価の方法等について公表することは法律で義務としておりませんので、本省令等において、そうした義務を規定することはできません。</p>

御意見	回答
5. その他法の運用等について	
違法伐採の利用者の罰則が弱すぎるような気がします。	本法は、違法伐採対策として合法伐採木材等の流通及び利用の促進を図るものであり、法律において違法伐採木材の利用等に対する規制等を行っておりません。
再生可能エネルギー賦課金というものができてからバイオマス発電が全国で建設され、北海道でも丸裸になった山があります。その結果漁獲高の減少につながっています。盗伐ではないにしても近隣住民の意見を無視して皆伐して金もうけに走ったそうです。本州など調べてみると盗伐してまでバイオマス発電で金もうけをする悪質なものが山主が立っているドキュメントまでありました。法律で守られていない森林伐採があるのだとバイオマス発電事業を調べて初めて知りました。また近年の河川の氾濫は森林皆伐が原因と調査で分かっています。近隣の未利用材のバイオマス発電建設の計画があります。一自治体では全く足りずに近隣自治体も巻き込んで燃料を集めるそうです。未利用材のみで発電するように、皆伐、盗伐を防ぐよう厳しくチェックできるような法改正を期待します。	伐採した木材の利用については、まずは価値の高い建築用材などとして利用することが基本であり、従来であれば林内に放置されていた未利用材を中心に、発電や熱利用の燃料材として利用すべきと考えています。農林水産省としては、良質な木材については、住宅用はもとより、中高層建築物や非住宅の木造化・木質化による需要の拡大を推進することにより、木材が品質にふさわしい用途に適切に利用されるよう取り組んでまいります。 また、農林水産省では都道府県を通じ、無断伐採に係る調査を毎年実施するとともに、警察等と連携した伐採現場のパトロールや、衛星画像による伐採把握プログラムの普及に加え、立木を伐採する際に必要となる伐採造林届出書に、権利関係や境界関係を確認できる書類の添付を義務付けるなど、対策を強化しているところです。
不法伐採の実態は、きちんと把握し、取り締まりもやっているのでしょうか？	農林水産省では都道府県を通じ、無断伐採に係る調査を毎年実施するとともに、警察等と連携した伐採現場のパトロールや、衛星画像による伐採把握プログラムの普及に加え、立木を伐採する際に必要となる伐採造林届出書に、権利関係や境界関係を確認できる書類の添付を義務付けるなど、対策を強化しているところです。
改正クリーンウッド法 第13条第3号違法伐採に係る木材等を利用しない措置において、次の項目も追加してほしい 1 気候危機の時代、森林の持つ機能（GHG排出量抑制、生物多様性の損失）を妨げる林地開発許可は無効としてほしい。 2 林地開発許可変更（開発期間）を無視しての現場施工は無効です。罰則を設けてはどうですか。	本法は林地開発許可制度に関するものではないことから、省令や基本方針においてもご指摘のような規定を設けることはできません。いただいたご意見につきましては、林地開発許可制度の在り方への検討の参考とさせていただきます。
当社が調達する木質原材料の合法性については、従来からの対応1.森林認証、2.日本製紙連合会による監査、3.自社独自のデュアデリジェンスにより、十分証明出来ていると考える。 同法改正により、従来の対応に加えて新たに発生する業務、新たに入手・保管・提出が義務化される証憑等は無いと理解している。入手する証憑類の増加は当社含めサプライチェーンでの事務作業負担増につながるため製紙業界では不要と考え、以下を求める。 1. 新たな業務負担が発生しないこと。 2. 政令規程「違法伐採に係る木材等に該当しない蓋然性が高いことを証する情報」が意図する証跡例の明示。 違法伐採木材流通の根絶を目指す同法の主旨には大いに賛同するが、円滑な原材料調達に影響を及ぼすことがあってはならないと考える。	政令第一条第十二号に該当する具体的な書類を含む運用の詳細については、ご指摘の観点も踏まえ、事業者の負担にも配慮しつつ、今後通知等で示すこととし、改正法の施行に向け、必要な整備を進めてまいります。
法の主意に異論ありませんが、事業者登録の手続き方法が場合により非常に難解です。現状の制度設計は単一素材で単一製品を生産する事業（主に針葉樹系を用いた構造材等を製造販売する事業）をターゲットとして組まれており、ニーズが多様でかつ多品種を利用する事業（主に広葉樹系を用いた意匠材や家具材の製造販売事業）にそのまま適用すると、登録に係る手続きが非常に煩雑となり、多くの負担がかかります。そもそも樹種が多く、また天然林由来が多くを占める広葉樹系の素材を集荷する場合、産地を限定して対応することは難しく、また用途が意匠材や家具材となるため、使用素材のパリエーションが多様で数量予測も立ちにくいのが現状です。現行制度の管理方法に対応するには非常に多くの時間と手間を掛けなければならないと、そのコストは法対応へのメリットにとっても見合わないと言わざるを得ません。事業内容や扱う素材の構成によって、登録方法の簡略化などの緩和措置を検討いただけることを望みます。	ご指摘の観点も踏まえ、事業者の負担にも配慮しつつ、詳細な運用については今後通知等で示すこととし、改正法の施行に向け、必要な整備を進めてまいります。
登録する項目、及び、登録に係る公示事項等、が本意見公募案件の書類において提示されていないのであるが、そのような項目については重要性があるものであると、ちゃんと提示するようにされたい。 なお、もし現状行っていないのであれば、法人については法人番号の提出及び公示を行うようにされたい（※こういう事を言われたくないので記載を行っていないかたのではないかと訝しむのであるが、何故そのように疑うのか？となると、それは、輸出入事務に関して（銃器についての輸出入については行っているようではあるが、（つまり必要性については分かっているはずなのであるが。）、本来であればあった方が強く望ましいはずの法人番号の提出を、経済産業省貿易経済協力局がほぼ全てについて行おうとしないからである。明らかに不適切であって、不正の発生機会を増やそうとしようとする意図が感じられるものである（なお、そのような見方は荒唐無稽（なお、国民としては、問題ある公務員がこの文言を好むもの）と見る。なお、それは、日本の司法制度の不備を発生させている側である事からのエゴ（法学部（望ましくない所ばかりであろう。）や、適切なまめな行政・施策への指摘・批判を行っていない所ばかりであろう。）出身であれば関係があるものであろう。）や、不法精神の現れであるものと見る。また「唐」の字もそのような事との関係があるから使われているものと見る。経済産業省など身に覚えがあるのではないかと）ではない。法人は、その名称、住所、代表者の情報などについて変更が可能なのであるし、それらについて、全く同じものを存在させる事が可能で、他と紛らわしいものなども容易に作れるものである。（。）。） 意見は以上であるが、国は、国民に余計な手間を取らせないようにされたい。 今回の意見公募案件では、e-Govパブリック・コメントでの掲載PDF書類について、明確に、国民側に余計な負担が発生するような意見公募となっており、一般に、意見公募を行う者が困るような、また全体として能率が下がるようなものであった事について、遺憾である。	木材関連事業者が登録申請の際に申請書に記載すべき事項については、今回の施行規則第六条及び第七条において、木材関連事業者の登録を行った際に登録実施機関が公示すべき事項については、施行規則第八条において、それぞれ案をお示ししております。 申請に係る具体的な手続を含む運用の詳細は、今後通知等で示すこととし、改正法の施行に向け、必要な整備を進めてまいります。